

原子力規制庁
原子力規制部
安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）様

2020年4月27日
日本原燃株式会社
埋設事業部長
重光 雄二

緊急事態宣言に伴う日本原燃が行う保安活動の運用変更の申出について

1. 申出事項の概要

緊急事態措置の対象が全都道府県に拡大されたことに伴い、当社内において特定警戒都道府県への出張が禁止（経由も同じ）されていることから、発電所への出張ができず、廃棄体確認申請に必要な発電所での監査ができないことから、これに代えて発電所記録の取り寄せによる記録監査を実施したい。

また、緊急事態宣言発令中において原子力規制検査の結果を踏まえた法定確認としての技術基準に適合することの確認及び確認証の交付が本庁検査官で対応できない場合は、現地検査官だけでも対応いただける体制としていただきたい。

上記について、5月22日（金）の当該廃棄体確認申請に向けて、5月11日（月）より発電所からの取り寄せ記録による記録監査を実施したいため、5月8日（金）までに本件に係る規制庁の見解・回答をいただきたい。

2. 通常の運用

廃棄体確認申請した廃棄体を六ヶ所埋設センターへ受入れ、記録及び検査により技術基準に適合することを確認している。「記録」は、発電所より受領した廃棄体確認申請用データで担保するが、その信頼性向上（4/1以降の位置づけ）のために、事業者（当社）が発電所に出張し、廃棄体製作のデータ等の監査を実施することとしている。

また、国は、発電所監査及び六ヶ所検査、その状況の原子力規制検査の結果を活用の上、法定確認として技術基準に適合することを確認し、確認証を交付することになる。

3. 運用に関して変更をお願いしたい事項

緊急事態措置の対象が全都道府県に拡大されたことに伴い、当社内において特定警戒都道府県への出張が禁止（経由も同じ）されていることから、発電所への出張ができないことで、廃棄体確認申請が滞ることを防止するため、発電所での監査に代えて、発電所からの必要な記録の取り寄せによる記録監査を実施したい。

取り寄せ記録については、原本と相違ないことを確認したものであれば、発電所での監査実施と同等と考えている。

廃棄体確認申請における確認場所の記載は、「発電所」及び「六ヶ所」であり、監査実施場所によらず対応可能と解釈できる。

また、緊急事態宣言発令中において原子力規制検査の結果を踏まえた法定確認としての技術基準への適合性確認及び確認証の交付が本庁検査官で対応できない場合は、現地検査官だけでも対応いただける体制としていただきたい。

以上